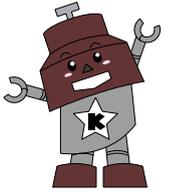


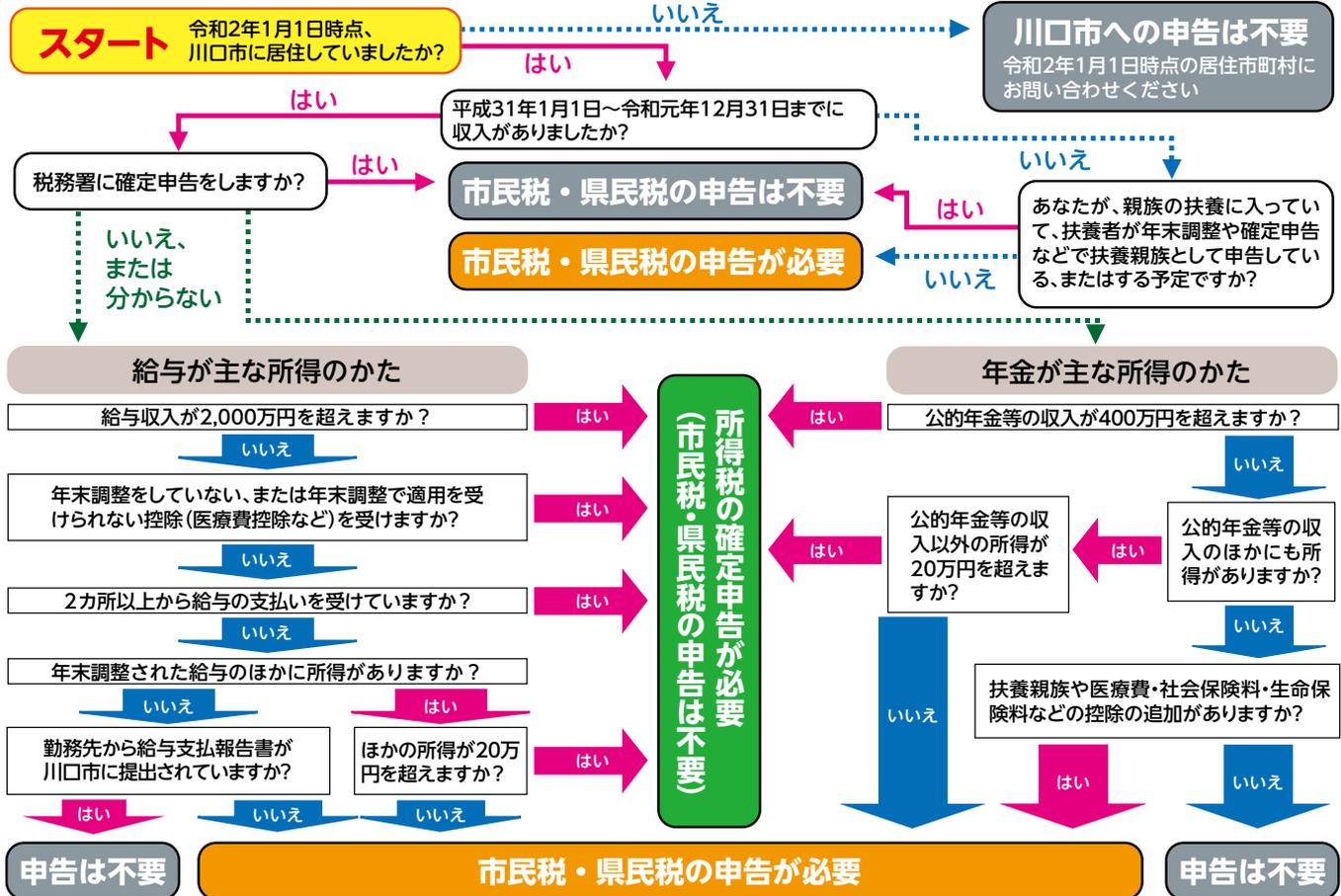


令和2年度(令和元年分) 税の申告はお早めに!



申告が必要か確認しましょう

※市民税・県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安です。当てはまらない場合がありますので不明な場合は市民税課にお問い合わせください。



※確定申告が不要な場合でも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすると、所得税が還付される場合があります。
 ※所得のないかたで、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの関係で申告が必要なかたや税証明書が必要とするかたは、市民税・県民税の申告が必要となります。

税務署からのお知らせ

今年はIDパスワードを使ってパソコン・スマホから申告!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などでパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できます。

作成の際、「ID・パスワード方式の届出完了通知(※)」をお持ちのかたは、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告ができますので、是非ご利用ください。なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※前年にSKIP会場で申告書を作成されたかたに、申告書(控)とともにお渡ししています。なお、前年の申告で、ID・パスワードを発行しないと選択したかたには渡していません。

まずは、国税庁ホームページ「タックスアンサー」のご利用を!

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載しています。「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告などに関する質問・相談があるかたは、まずはご利用ください。

また、国税庁ホームページ「確定申告特集」でも、確定申告などに関する情報を提供していますのでご確認ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎0570-01-5901

【受付】3月16日(月)までの月～金曜日(祝日を除く)、2月24日(振)、3月1日(日)、8日(日)、15日(日) 9:00～20:00

確定申告会場のご案内

場 SKIPシティ総合棟 1階多目的ホール (上青木3-12-18)

日 2月17日(月)～3月16日(月)

(土・日曜、祝日を除く)

※2月24日(振)、3月1日(日)は開場

受付時間…9:00～16:00

(15:00ごろまでにお越しください)

※会場が混雑している場合は、受付時間にかかわらず、早めに受け付けを締め切る場合があります。

問 川口税務署 ☎048-252-5141 (代表)

西川口税務署 ☎048-253-4061 (代表)

※自動音声に従い番号「0」を選択してください。

※SKIPシティへの問い合わせはご遠慮ください。

注意事項

- 大変混雑が予想され、来場してから手続きが終了するまで最大3時間以上かかる場合があります。
- 現金などの納付は取り扱っていません。
- 開設期間中は、各税務署庁舎では申告相談を行っていません。

市民税・県民税の申告をするかたの8割が郵送で申告しています。 あなたも郵送で申告してみませんか？

申告会場は大変混雑するため、郵送での申告をおすすめします。

市民税・県民税申告書に以下の〈記入が必要な箇所〉を記入、捺印し、〈提出するもの〉を同封の上、返信用封筒(切手不要)で郵送してください。

※令和2年度の申告書を2月上旬に送付します。郵送での申告を希望するかたで申告書が届かない場合は、申告書と返信用封筒を送付しますのでお問い合わせください。

郵送で申告する場合

〈記入が必要な箇所〉

- ①住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、個人番号、(代理申告者または作成税理士名)、捺印(スタンプ式不可)
- ②本人事項(障害者・寡婦・寡夫・勤労学生に該当するかた)
- ③控除対象配偶者、扶養親族の内容

※①は必ず記入、捺印してください(代理申告者または作成税理士名は該当するかたのみ)。②③は、該当するかたのみ記入してください。

※昨年中収入のなかったかたは、申告書裏面の赤色で囲まれた箇所も記入してください。

※記入内容を電話で確認することがあります。



〈提出するもの〉

1. 市民税・県民税申告書
2. 収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書など)
3. 社会保険料(健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険など)の支払証明書や領収書
4. 生命保険料(一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)や地震保険料などの控除証明書
5. 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことがわかる書類(定期健康診断の結果通知表など)
※明細書については国税庁または市ホームページからダウンロードできます。

国民健康保険に加入しているかたへ

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民税の申告が必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをしたかたへ

市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となりますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れずに申告してください。

問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7634・7635・7636・7245 FAX048-259-4541

6. 障害者控除対象者認定書(申請先:長寿支援課支援係)

※令和元年12月31日時点、障害者手帳などの交付をうけていない65歳以上で、介護保険の要介護1以上に認定されているかたが申請することができます。

7. その他控除を証明するもの(寄附金の領収書など)

8. 本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるものの写し)

※控除に使用できる証明書は令和元年(平成31年)中に支払いをしたものに限り、原則として書類は返却しません。原本が必要なかたはコピーを提出してください。

申告会場で申告する場合

受付会場	受付日時	
新郷公民館	2月12日(水)	9:00~ 15:00
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月13日(木)、14日(金)、17日(月)	
安行公民館	2月18日(火)	
神根公民館	2月19日(水)	
戸塚公民館	2月20日(木)、21日(金)	
芝公民館	2月25日(火)、26日(水)	
市役所本庁舎 5階大会議室	2月27日(木)~3月16日(月)(土・日曜日を除く) ※3月1日(日)は受付します。	9:00~ 16:00

※各会場の受付は給与・公的年金などの所得に限り、

※鳩ヶ谷庁舎、戸塚公民館、芝公民館の初日は最大3時間程度お待ちいただく場合があるため、2日以降の来場をおすすめします。

※天候や混雑状況などにより、受付終了時間を早める場合があります。

〈申告会場で必要なもの〉

- <提出するもの> 1~8
- 本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- 委任状(代理人が申告する場合)



各種所得控除の申告も忘れずに

所得控除を申告すると、税負担が軽減されます。

配偶者(特別)控除、扶養控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金税額控除など

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができない場合があります。



市税などの滞納で差し押さえた財産(土地・建物)を公売します。 日 2月12日(水) 場 鳩ヶ谷庁舎

売却区分番号	見積価額 公売保証金	財産種別	財産所在地	面積(m ²)	売却区分番号	見積価額 公売保証金	財産種別	財産所在地	面積(m ²)	売却区分番号	見積価額 公売保証金	財産種別	財産所在地	面積(m ²)
納-1	270万円 27万円	マンション	芝	27.56 専有面積	特債-1	1,880万円 190万円	マンション	西青木	64.44 専有面積	特債-6	1,230万円 130万円	土地付建物	前川	132.49 土地
納-2	730万円 73万円	マンション	弥平	52.88 専有面積	特債-2	469万円 47万円	土地付建物	桜町	62.85 土地	特債-7	270万円 27万円	土地付建物	南鳩ヶ谷	54.26 土地
納-3	公売中止				特債-3	876万円 88万円	土地付建物	峯	163.98 土地	国保-1	1,760万円 176万円	土地付建物	伊刈	159.53 土地
納-4	370万円 37万円	土地付建物	春日部市	101.02 土地	特債-4	1,150万円 120万円	マンション	飯塚	53.61 専有面積	国保-2	1,060万円 106万円	土地付建物	元郷	76.41 土地
納-5	公売中止				特債-5	868万円 87万円	建物	領家	107.64 建物	国保-3	公売中止			

※公売財産の詳細は、市ホームページをご覧ください。完納などにより、中止になる場合もあります。

問い合わせ…納税課 ☎048-259-7642(売却区分番号 納-1~5) 特別債権回収課 ☎048-271-9248(売却区分番号 特債-1~7)
国保収納課 ☎048-259-7673(売却区分番号 国保-1~3)